

## 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(平成30年12月分)

○市電（輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故）

- ・軌道敷内での車両等との接触事故（2件）

概要：

相手方スクールバス（大型）の運転手が、後方から追い越し、電車の直前で右折しようと軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：水族館口上り電停手前丁字路交差点内（1系統下り）

相手方軽車両の運転手が、後方から電車が接近していることに気づかず、電車の直前で右折しようと軌道敷内に進入したため接触したもの（1件）

場所：旧谷山街道交差点内（2系統下り）

○市バス（輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの）

- ・該当なし

◆自動車が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。多くの事故は軌道敷内に急に右折車が進入し、市電は急に止まれなかったために接触してしまうケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

◆バスの発着時は大変危険ですので、なるべく着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとつかまってください。